

次世代知財システムの在り方について(論点)

平成 27 年 1 1 月
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. (1) 新規ビジネス創出と知財制度

【論点①】 大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度

論点

- AIの発展により創出される新規ビジネスの基礎となるビッグデータの中には、コンテンツなど著作権で保護されている情報が混在することが考えられる。
 - 権利制限規定がない場合に、著作権のある情報を複製等するためには事前許諾を得ることが大原則であるが、他方で、大量の情報を網羅的に取り扱う場合に、保護された情報とそうでない情報の区分や、大量の情報について個別に事前許諾を取るとは社会的コストが大きく(注)、新規ビジネス創出上ハードルになると考えられる。
- ⇒ 我が国におけるデジタル・ネットワーク時代の新規ビジネス創出と、知財保護のバランスの観点から、どのような解決策を目指すべきか。

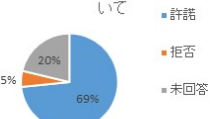
【(注)権利制限がなかった時に大量の著作物について 事前許諾の取得を試みた例】

- 国立国語研究所が「現代日本語書き言葉均衡コーパス(※)」を構築する際、約2万4千件の書籍について権利処理を実施。
- 著作権管理団体の協力やフルタイム4名の専門チームによる連絡先探索等の結果、連絡が取れたのは86%。(うち拒否は5%)
- また、雑誌(約2千件)については、連絡が取れたものは6割に留まった。(うち拒否は7%)

【書籍】連絡について



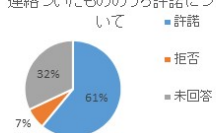
連絡ついたもののうち許諾について



【雑誌】連絡について



連絡ついたもののうち許諾について



※コーパスとは、自然言語処理の研究に用いるため、自然言語の文章を構造化し、大規模に集積したもの。コンピューターでの言語処理や語彙検索にも用いられている。

(出典)コーパス構築と著作権保護
(2010年9月 前川喜久雄)

【我が国及び諸外国の対応例】

- ◎日本(著作権法第47条の7)
 - 膨大な情報の中から必要とする情報・知識を抽出する情報解析技術の社会的意義等に鑑み、営利非営利を問わず、コンピューターによる情報解析を目的とする場合の著作物の複製について、2009年の法改正により権利制限規定を導入。(改正の際には左記のコーパスのための利用も想定)
- ◎米国(一般的な権利制限規定:フェアユース)
 - 事前に許諾を得ることが難しい場合を含めて、フェアユースに該当する事業について許諾なくサービスを開始することを法的に許容する制度。
 - 権利者から侵害の申立てがあれば、フェアユース該当性を裁判で争うことになる。
 - 裁判所のフェアユース判断基準は時代によって異なるが、昨今は、使用の目的・性質を重視する傾向。
- ◎イギリス
 - ビッグデータをコンピューターが分析する過程で生じる著作物の複製について権利侵害のリスクを負わないよう、2014年の法改正で、非営利目的のデータ分析に関する複製に関する権利制限規定を新設。
 - また、円滑・効率的に許諾を得られるよう、2013年法改正により、拡大集中許諾制度を導入。

1. (2) 新規ビジネス創出と知財制度

【論点②】 自動集積されるデータベースの保護のあり方

論点

- 現状においても、webページのクローリングなど一定のプログラムに沿って機械的に情報を収集するデータベースが存在。AIの進展により、人間の指示とは無関係に情報を収集し続けるデータベースは今後増えると考えられる。
- ⇒ 大量の情報を集積・活用する新ビジネスにおいてデータベースの重要性は増すと考えられるが、現行法体系による保護で十分か。

【データベースの法的保護(現状)】

	著作権法	不正競争防止法	民法
対象	創作性のあるデータベース (著作権法第12条の2)	営業秘密 (不正競争防止法第2条6項)	制限なし
損害額の推定	有(第114条)	有(第5条)	なし
差止請求	可(第112条)	可(第3条)	原則不可
期間	保護期間50年(第51条)	時効:3年 除斥:20年 (第15条)	時効:3年 除斥:20年 (民法第724条)

・著作権法上の保護

取得されたデータについてそのまま蓄積するのではなく、**独自の基準のデータ選択や体系的な構成を行うことで創作性があると認められるもの**については、データベースの著作物として著作権法上保護が受けられる。

⇒ 機械的に収集するデータベースに創作性は認められず、著作物として保護されない可能性。

・不正競争防止法上の保護

秘密管理性、**非公知性**、有用性の三要件を満たすものであれば、「営業秘密」として不正競争防止法上の保護が受けられる。

⇒ 広く公衆がアクセス可能な散在する情報(WEB上の情報、出版された書籍内の情報、テレビ番組内の情報、街中の風景情報等)を集めたデータベースについては、組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって、非公知性が判断される状況。

2. (1) 技術革新により新たに生じる情報の取扱い

【論点①】 AIによって生み出される創作物等の取扱い

論点

- AIが人間の創作物と質的に大差ないものを生み出す状態に至った際に、その創作物等について知財制度上どのように取り扱うべきか。
- AIは疲れなため、人間より遥かに高い生産性で創作物等を生み出すことができると考えられるが、人間の能力を前提とした既存の知財法制度を適用することが妥当か。

AIが生み出す情報の種類

技術情報やデザイン等



- 知財権として保護されるためには特許、意匠等の登録が必要。
- 登録により、権利範囲及び主体が明確となるため、人間が生み出す情報と同様に取り扱うという現行法制度の考え方で対応できるか。過不足があるか。

著作物に該当する情報
(音楽、イラスト等)



- 人工知能を道具として扱っている間は、楽器やカメラを使って創作しているものと同様に、「操作している人の著作物」と考えればよいか。
- 人間からのごく簡単な働きかけのみでAIが創作物を生み出せるようになった場合に、その創作物についてどのように取り扱うべきか。
 - 著作権法上、「思想又は感情を創作的に表現した」ことが著作物の要件であるため、現在の制度では人工知能による創作物は著作権に該当しないと考えられる。この考え方にに基づき、知財権のない情報として取り扱うべきか。
 - 他方で、人間が創作を行ったのかAIが行ったのか、という創作の過程によって保護の有無を変えることを、どのように考えるか。

(参考) 英国におけるCGW保護

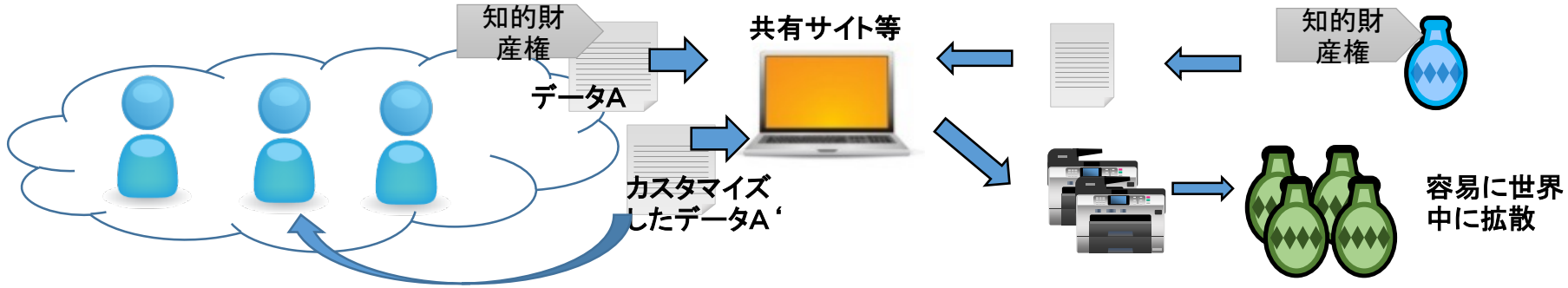
- 英国では、著作権法において「Computer Generated Works」に著作物性を認めている。
- 権利は、「necessary arrangement」をした者に帰属と規定。
- ただし、保護期間は50年、人格権は無いなど、人間の創作物に対する保護と差別化。

2. (2) 技術革新により新たに生じる情報の取扱い

【論点②】 3Dプリンティングによるものづくりのオープン化と知財制度

論点

- 3Dデータのネット上での交換・共有が一般化した場合、既存製品をカスタマイズしたり、それを流通・共有化する行為が出てくると考えられる(物の世界の「二次創作」)が、どのように考えるべきか。
- 他方、3Dデータの形で知財保護された物が流通することにより、知財侵害行為の捕捉が困難になると考えられるが、どのように対応すべきか。



ものづくりのオープン化と知財制度

⇒ カスタマイズなど、加工的・二次創作的な3Dデータの利用や流通行為については、「業として(※)」行っていないければ侵害に当たらない、という現行法制度の考え方で対応できるか。足りない部分はあるか。

※個人的又は家庭内での利用を除くとの趣旨。

3Dデータの知財侵害対策

・3Dデータについてどのような権利が発生するのか必ずしも明確ではない。(現行法制度上、知的財産権がある物に係る3Dデータ頒布行為に権利が及ぶかどうか明確ではない)

⇒ 製造業の付加価値は、素材と製品デザインやコンセプトに移行していくと考えられるが、製品デザインやコンセプトである3Dデータ自体を、知財としてどのように守るか。

3. (1) 国境を越えるインターネット上の知財侵害への対応

論点①

- 「インターネット上の知財侵害」と一言と言っても、営利目的・組織的な海賊版サイトの運営から、ネット上での二次創作やファンによる情報発信まで、様々な態様が考えられる。どのような行為や類型を対象に、実効的な対策のあり方について検討を深めるべきか。
- ⇒ 例えば、営利目的かどうか(ネット広告の有無)、サイト全体に占める侵害コンテンツの分量、削除要請に対する対応の程度、法的措置の困難の程度(サーバーや運営者が国外にいる等)、などを要件とすることが考えられるか。

論点②

- まとめサイトやアプリ等、侵害コンテンツへのアクセスを容易化する目的のサイトについて、どのように対応すべきか。
- ※現行法制度上、これらのサイトは侵害コンテンツを直接保有・発信等していないため、著作権侵害として法的措置を取れるかどうか必ずしも明確ではない。

論点③

- 一定の行為類型を対象として、より実効的な措置を検討するとした場合に、どのようなアプローチが考えられるか。
- ⇒ インターネット上の侵害行為は知財以外についても生じており、これらに対する取組や、海外での取組例などが参考になるのではないか。(次ページ以降参照)
- ⇒ 他の法益侵害行為に対する措置とのバランスや、国内法体系との関係なども含めて検討が必要ではないか。

3. (2) 参考となり得る対応策 ～他分野での対応例～

【国外サーバーで管理する営業秘密の保護強化（不正競争防止法）】

- 平成27年法改正において、日本国内において事業を行う者が、物理的には海外のサーバーで管理している営業秘密について、サイバー攻撃等によって海外で不正取得する行為を、不正競争防止法の処罰対象とすることを明確化。

【個人情報の取扱いのグローバル化への対応（個人情報保護法）】

- 平成27年法改正において、国内にある者への物品・サービス等の提供に関連して個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報等を取り扱う場合にも個人情報保護法上の一定の規定を適用する旨を明確化。
- また、日本の個人情報保護委員会から、外国執行当局に対し、当該外国執行当局の職務の遂行に資すると認められる情報を提供できる旨を明確化。

【児童ポルノ情報に対する対応(運用)】

◎児童ポルノ情報に対する削除要請

- インターネット・ホットラインセンター(IHC)では、インターネット利用者等から通報を受けた違法情報等(児童ポルノや違法薬物広告など)について、警察への情報提供やサイト管理者への削除依頼等を実施。

◎児童ポルノ情報に対するアクセス遮断

- 上記のサイト管理者等への対応依頼では削除されない児童ポルノ情報について、ICSA(インターネットコンテンツセーフティ協会)が、ISP、検索事業者、フィルタリング事業者等に通知してブロッキングを実施。

【広告やセキュリティ会社等と連携した周辺対策(運用)】

- コンテンツ海外展開流通機構(CODA)では、①セキュリティソフト会社との連携した侵害サイトのフィルタリングや、②検索サービス会社と連携した侵害サイトの検索結果への表示抑止、③広告配信事業者の団体を通じた、侵害サイトへのウェブ広告の停止要請、等の取組を実施。

3. (3) 参考となり得る対応策 ～海外での対応例～

【知財侵害サイトに対する国内からのアクセス遮断措置】

◎欧州における媒介サービス提供者への差止命令の制度化

- 2001年に策定された欧州著作権指令(2001/29/EC)第8条第3項において、加盟国は、権利者が、著作権侵害をしている第三者が利用する媒介サービスの提供者(intermediaries)に対し侵害差止の措置を請求できるようにする旨を規定。
- 2004年に制定された欧州エンフォースメント指令(2004/48/EC)では、媒介サービスの提供者への差止請求権を、他の知財侵害に対しても認めることを加盟国に義務付け。

◎イギリスにおけるサービスプロバイダーへの差止命令の制度化

- 上記欧州著作権指令に準拠し、2003年に、英国著作権法97条A「サービスプロバイダに対する差止」を追加。他者が当該サービスを著作権侵害に使っていることを認識している場合に、サービスプロバイダーに対する差止命令を可能とした。
- 当該条項に基づき、サービスプロバイダーによる知財侵害サイトへのアクセス遮断等の差止を行うためには、民事裁判所へ申し立てが必要。
- 申し立ての際は、対象サイトが明らかに知財侵害サイトであること、そのサーバーがイギリスの司法権の及ばない場所にあるため他に対処方法がないことを証明する証拠を提出する必要あり。

◎アメリカにおけるドメイン差押

- オンラインでの模倣品販売や海賊版展開への対策として、2010年よりアメリカ移民局傘下のIPRセンターで実施。申し立てを受け侵害サイトのドメイン(.com、.net等)について差押。差押が実施されると、その旨を示す画面が表示され、ユーザは侵害サイトにアクセスできなくなる。